解散公告

当社は、平成二十四年十一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月六日

京都府舞鶴市字浜二〇〇六―八五

株式会社マロンスピリット

代表清算人　林　政子

解散公告

当社は、平成二十四年十二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月六日

京都市右京区太秦朱雀町一番地一三〇

シスコ・イノベーションズ株式会社

代表清算人　河井　真一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月六日

大阪市生野区小路東三丁目九番一〇号

中塚工業株式会社

代表清算人　大矢　實

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月六日

香川県小豆郡小豆島町橘乙五七番地一

有限会社たちばな荘

清算人　濵口　勇

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十五年二月六日

福岡市博多区対馬小路一二番三―五〇九号室

特定非営利活動法人アプルーブ

代表清算人　吉留　慎吾

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月六日

長崎県佐世保市小佐々町矢岳二三四番地

有限会社ナカイシ

清算人　中石　博久

解散公告

当社は、平成二十四年十一月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月六日

沖縄県国頭郡本部町字瀬底四〇七―一

農業生産法人合同会社本辺農園

清算人　島袋　勝信

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年十二月三十一日付で岩手県知事の認可を受け、平成二十五年一月七日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月六日

岩手県奥州市水沢区大手町一丁目一番地

奥州市土地開発公社

代表清算人　小沢　昌記

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月二十七日開催の社員総会の決議により、平成二十四年十二月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月六日

埼玉県深谷市田中二〇六五番地

社団法人埼玉県稚蚕共同飼育安定資金協会

代表清算人　島村　功作

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十五年一月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月六日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

藤和不動産企業年金基金

清算人　佐野　伸

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月六日

東京都世田谷区経堂二丁目一二番九号

財団法人海音寺潮五郎記念館

代表清算人　末冨　千橿

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年十二月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月六日

茨城県北茨城市大津町一四〇番地

大津定置漁業生産組合

代表清算人　山形　義勝

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月六日

千葉市中央区中央港一丁目一三番一号

財団法人千葉県ガス石油会館

清算人　山川　宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月十九日開催の臨時総会の決議により、平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月六日

千葉県東金市田間一二九八番地

社団法人東金市緑花木センター

清算人　志賀　直温

解散公告（第三回）

当社団法人は、平成二十四年五月七日開催の理事会の決議並びに平成二十四年十二月二十日の福岡県教育委員会の許可により解散したので、当社団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月六日

北九州市若松区浜町二丁目六番二号

社団法人第四区公民館

代表清算人　小林　由幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道白糠郡白糠町西庶路西一条北一丁目一番地三三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　野崎　春雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月六日

北海道釧路市幸町六―一―二　弁護士法人

荒井・久保田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒井　剛